令和8年度
『神奈川県食品の適正表示推進講習会資料』

食品表示法（品質事項）
～（1）加工食品の横断的義務表示について～

神奈川県健康医療局生活衛生部生活衛生課

食品表示法(品質事項) の (1) 加工食品の横断的義務表示について説明します。
ここでは、一般用加工食品と業務用加工食品の横断的義務表示について説明します。

一般用加工食品①

食品表示基準 第3条 ～ 第9条

加工食品に必要な表示事項（横断的義務表示）

名　　称	その内容を表す一般的な名称を記載
保存方法	製品の特性に従い記載
期限表示	品質の劣化が早い食品は「消費期限」、それ以外の食品は「賞味期限」を記載
原材料名	原材料をそれぞれ重量の多い順に記載
添加物	添加物の物質名（及び用途）を重量の多い順に記載
原料原産地名	製品に占める重量割合上位一位の原材料の原産地を記載
内容量	重量（重さ）、体積（かさ）又は数量に単位を記載
固形量 内容総量	固形物に充てん液を加え缶又は瓶に密封したものは、内容量に代えて「固形量」及び「内容総量」を記載
原産国名	輸入品にあっては、原産国名を記載
栄養成分の量及び熱量	栄養成分の量及び熱量を一食分の量等の一定の単位で記載
食品関連事業者	食品関連事業者のうち表示内容に責任を有する者の氏名又は名称及び住所を記載
製造者及び製造所	製造所又は加工所の所在地及び製造者又は加工者の氏名又は名称を記載

※表示対象：容器に入れ、又は包装されたもの（飲食料品を製造し、一般消費者に直接販売する場合等は除く。）

最初に一般用加工食品について説明します。

加工食品には、横断的義務表示と呼ばれる、共通して表示が義務付けられている項目があります。品質事項で説明する項目は、表のオレンジ色の網掛けの部分です。

原則、ほとんどの食品に表示の義務がありますが、量り売りなどのように、容器包装されずに消費者に販売される加工食品は、食品表示基準に基づいて表示する義務はありません。

また、作ったその場で販売する場合や、レストラン、給食など、設備を設けて飲食させる場合も表示義務はありません。

一般用加工食品②

名称

その食品の内容を表す一般的な名称を表示する。

原材料名

1　基本的な表示方法

・原材料に占める重量の割合の高いものから順に、その最も一般的な名称で表示する。

2　複合原材料（2種類以上の原材料からなる原材料）の表示方法

・複合原材料の名称の次に括弧を付け、当該複合原材料の原材料を当該複合原材料の原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示する。

・**複合原材料を構成する原材料を分離して表示した方が分かりやすい場合、構成する原材料を分割して表示できる。**

2

名称は、商品名ではなく一般的な名称を記載します。一般的な名称とは、食品表示基準などで表示しなくてはならない名称が決まっているものは、その名称で表示します。

規定がない場合には、主要な原材料、配合割合、用途など、内容を的確に表しているか、消費者に誤認を与えないか、大げさでないか、脚色していないかなどについて十分留意された上で、事業者の判断により表示します。

原材料名は、食品添加物とそれ以外の原材料とを明確に区分し、それぞれ重量順に記載します。

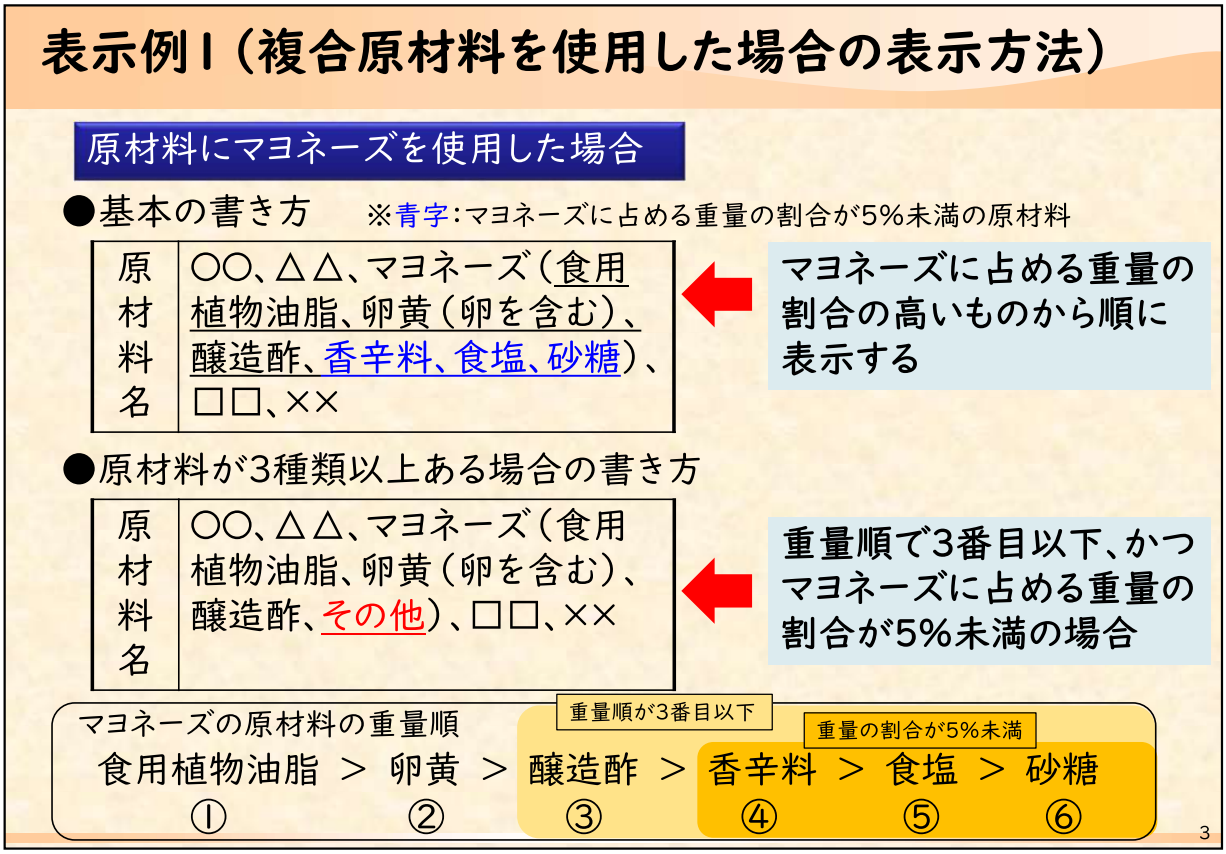
2種類以上の原材料からなる原材料を、複合原材料といいます。

複合原材料を表示する場合には、複合原材料の名称の次に括弧を付け、当該複合原材料の原材料を、当該複合原材料の原材料に占める重量の割合の高いものから順に、その最も一般的な名称で表示します。

単に混合しただけなど、原材料の性状に大きな変化がない複合原材料を使用する場合は、当該複合原材料の全ての原材料及びそれ以外の使用した原材料について、原材料に占める重量の割合の高いものから順にその最も一般的な名称で表示します。

また、複合原材料を構成する原材料を分離して表示した方が分かりやすい場合、構成する原材料を分割して表示することができます。

次のスライドで具体例を用いて解説します。



複合原材料を使用した場合の表示方法の具体例です。

たとえば原材料に複合原材料であるマヨネーズを使用した場合、

基本は、原材料名欄に「マヨネーズ（食用植物油脂、卵黄（卵を含む）、醸造酢、香辛料、食塩、砂糖）」と、すべての原材料名を表示する必要があります。

ただし、原材料が3種類以上ある複合原材料の場合には、重量順で3番目以下の原材料、かつ複合原材料に占める割合が5%未満の場合は「その他」と省略して記載することができます。

スライドのとおりマヨネーズの原材料のうち、香辛料、食塩、砂糖については、重量順で3番目以下となっています。

さらに、マヨネーズにおける割合が5%未満である場合は、スライドのとおり「その他」と表示することができます。

一方、醸造酢については、重量順で3番目以下に該当していますが、マヨネーズにおける割合が5%以上であるため、「その他」と表示することはできず、醸造酢の原材料名表示が必要となります。

表示例2（複合原材料を使用した場合の表示方法）

≪条件1≫
中間加工原材料を使用し、消費者がその内容を理解できない複合原材料の名称の場合

≪条件2≫
中間加工原材料を使用し、複数の原材料を単に混合しただけなど、消費者に対して中間加工原材料に関する情報を提供するメリットが少ないと考えられる場合

原材料に「ココア調製品（※）」を使用した場合

※構成：砂糖、ココアパウダー、アーモンドパウダー、脱脂粉乳及び食塩

●分割して表示する場合の書き方

原材料名	小麦粉（国内製造）、バター、砂糖、鶏卵、ココアパウダー、アーモンドパウダー、脱脂粉乳、食塩 膨張剤

4

複合原材料の表示方法について、基本的には複合原材料名の次に括弧を付して、
複合原材料を構成する原材料を重量順に記載しますが、
単に混合しただけなど、原材料の性状に大きな変化がない複合原材料を使用する場合については、
複合原材料を含むすべての原材料について、その重量順に、最も一般的な名称で表示することができます。
この場合、条件1、2に基づいて総合的に判断します。
たとえば、砂糖、ココアパウダー、アーモンドパウダー、脱脂粉乳、食塩を混合した複合原材料「ココア調製品」を原材料とする場合、
砂糖、ココアパウダー、アーモンドパウダー、脱脂粉乳、食塩と、複合原材料を構成する原材料を分割して表示できます。

表示例2（複合原材料を使用した場合の表示方法）

原材料に「ココア調製品（※）」を使用した場合

※構成：砂糖、ココアパウダー、アーモンドパウダー、脱脂粉乳及び食塩

●複合原材料表示による書き方

原材料名	小麦粉（国内製造）、ココア調製品（砂糖、ココアパウダー、アーモンドパウダー、その他）、バター、鶏卵 膨張剤

●分割して表示する場合の書き方

原材料名	小麦粉（国内製造）、バター、砂糖、鶏卵、ココアパウダー、アーモンドパウダー、脱脂粉乳、食塩 膨張剤

5

複合原材料の表示方法について、原材料を分離して表示した方が分かりやすい場合には、原材料を分割して表示できます。

たとえば、砂糖、ココアパウダー、アーモンドパウダー、脱脂粉乳、食塩を混合した複合原材料「ココア調製品」を原材料とする場合、

複合原材料表示により「ココア調製品（砂糖、ココアパウダー、アーモンドパウダー、その他）」と表示する他に、

砂糖、ココアパウダー、アーモンドパウダー、脱脂粉乳、食塩と、複合原材料を構成する原材料を分割して表示できます。

一般用加工食品③

内容量、固形量、内容総量

・特定商品※については、計量法（平成4年法律第51号）の規定により表示する。

・それ以外の食品にあっては内容重量、内容体積又は内容数量を表示する。
（内容重量はグラム又はキログラム、内容体積はミリリットル又はリットル、内容数量は個数等の単位で、単位を明記して表示する。）

・固形物に充てん液を加え缶又は瓶に密封したもの（固形量の管理が困難な場合を除く。）にあっては、内容量に代えて、固形量及び内容総量とする。
（固形量はグラム又はキログラム、内容総量はグラム又はキログラムの単位で、単位を明記して表示する。）

※特定商品とは
特定商品の販売に係る計量に関する政令（平成5年政令第249号）第5条　別表第1に掲げる商品のことをいう。

5

内容量は、計量法で規定されている場合はその規定により表示します。

それ以外の場合は、内容重量（グラム、キログラム）、内容体積（ミリリットル、リットル）、内容数量（個数など）を表示します。

また、計量法で規定されている場合以外で、透明な袋に入っているなど、外見上容易に識別できる場合は省略できます。

固形量、内容総量については、固形物に充てん液を加え、缶や瓶に密閉したものは、内容量に代えて「固形量」と「内容総量」を記載することとなっています。

一般用加工食品④

食品関連事業者の氏名又は名称及び住所

・食品関連事業者のうち表示内容に責任を有する者の氏名又は名称及び住所を表示する。
・「製造者」、「加工者」、「輸入者」のいずれかの項目名を付して、一括表示部分に表示する。
・製造業者、加工業者又は輸入業者との合意により、これらの者に代わって販売業者が表示することも可能である。
(この場合、「販売者」と表示)

原産国名

・輸入品については、原産国名の表示が必要である。

6

食品関連事業者は、食品関連事業者のうち表示内容に責任を有する者の氏名又は名称と住所を表示します。

製造者、加工者、輸入者のうち、適切な項目名で表示する必要があります。

製造業者、加工業者又は輸入業者との合意により、これらの者に代わって販売業者が表示することもできます。

原産国名は、輸入品が対象です。原産国とは、「その商品の内容について実質的な変更をもたらす行為が行われた国」のことを指します。

輸入した加工食品を国内で小分けしただけの場合は輸入品にあたり、原産国名の表示が必要です。

業務用加工食品

食品表示基準 第10条 ～ 第14条

業務用加工食品の定義

加工食品のうち、消費者に販売される形態となっているもの以外のものをいう。

業務用加工食品の義務表示

1	名称	11	原料原産地名
2	保存の方法	12	原産国名
3	消費期限又は賞味期限	13	食肉に関する事項
4	原材料名	14	食肉製品に関する事項
5	添加物	15	乳に関する事項
6	食品関連事業者の氏名又は名称及び住所	16	乳製品に関する事項
7	製造所又は加工所の所在地及び製造者又は加工者の氏名又は名称	17	鶏の液卵に関する事項
8	アレルゲン	18	切り身又はむき身にした魚介類であって、生食用のものに関する事項
9	L-フェニルアラニン化合物を含む旨	19	生かきに関する事項
9の2	指定成分等含有食品に関する事項	20	ゆでがにに関する事項
10	乳児用規格適用食品である旨	21	ふぐを原材料とするふぐ加工品に関する事項
-		22	冷凍食品に関する事項

7

消費者に販売するときだけではなく、業者間の取引にも表示が義務付けられています。

業務用加工食品とは、たとえば、小分け前のバルクの状態の食品やぶどうパンの原材料となる干しぶどうなど、消費者に販売される形になっていない加工食品のことです。

業務用加工食品の義務表示事項は、ここに記載のとおりです。